

新型コロナウイルス対策における 本村の当面の対応(5月7日以降)について

新型コロナウイルス対策における本村の今後の対応について、緊急事態宣言の延長(5月31日まで)を踏まえ、現在、「臨時休業している小中学校」、「中止又は延期として休館している村内公共施設やイベントなど(自粛要請を含む。)」は、5月31日まで延長することとしましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後の国や大阪府の動きにより変更がある場合は、改めて本村として対応を決定し、村民の皆さんにお知らせします。

(1) 村内小中学校の臨時休業等について

- 村立小中学校について、大阪府の要請により4月28日付けで5月6日までの臨時休業を5月10日まで延長する。引き続き、5月11日から5月31日までの間を臨時休業とする(臨時登校日は除く。)
- 臨時休業中は、小学校児童の居場所の確保として、預かり対応を実施する。
- 学童保育は、原則、通常の保育対応とする。

(2) 村内公共施設の休館について

- 村内公共施設の休館について、学校施設と同様、5月7日から5月31日までの間を休館(屋内外問わず。)とする。詳細は各施設担当者にお問い合わせください。
【休館施設】
いきいきサロン(くすのき・やまゆり)、B&G海洋センター、村民運動場、テニスコート、多目的広場、郷土資料館、くすのきホール(大ホール、会議室、図書室)
- 農産物直売所及び道の駅売店について、経済活動への影響及び換気の悪い密閉空間ではないこと(屋外施設)から、3つの原則及び留意点を励行し開館する。ただし、3つの原則及び留意点を満たすことができない場合は休館とし、村内で感染者が発生した場合は、施設開閉について施設運営者と協議し決定する。

(3) 村内イベントなどについて

- 「村主催(共催含む)イベントなどの中止又は延期」や「各種団体主催イベントなどへの自粛要請」について、5月7日から5月31日までの間を中止、延期又は自粛要請とする。
- 各種団体の集会やイベントなどについて、その規模や場所(屋内外問わず)に関わらず、開催の自粛を要請する。

(4) 役場職員の勤務体制について

- 役場職員の勤務体制について、5月7日から5月31日までの間を2班交代制勤務(在宅勤務)とする。

【問い合わせ】

千早赤阪村新型コロナウイルス対策本部

役場健康福祉課(健康に関すること)

TEL 26-7233(健康コールセンター)

教育課(学校に関すること)

TEL 72-1300

総務課(新型コロナウイルス対策本部に関すること) TEL 72-0081